

## 「地域医療と松阪市民病院のあり方調査特別委員会」委員長報告

「地域医療と松阪市民病院のあり方調査特別委員会」でこれまで検討、審査してまいりました内容につきまして最終のご報告を申し上げます。

本特別委員会は、「65歳以上人口がピークを迎える2025年をふまえ、地域医療のあり方及び松阪市民病院の今後の運営形態や再編・ネットワーク化について調査研究を行い、松阪市民病院の方向性が定まるまでの動きについて検証すること」を目的として、当初、平成30年3月に委員8人で設置がなされ、議員改選前の令和3年5月定例会において、委員長報告が行われました。その中で「改選後の市議会においても松阪区域の地域医療構想、区域内で提供される医療体制のあり方や松阪市民病院のあり方について検討し、継続した議論が必要である」と報告がなされました。そして、改選後の令和3年8月の臨時会において、地域医療と松阪市民病院の調査に関する事項を付議事件として、新たに委員6人で構成する本特別委員会の設置がなされ、今日に至るまで、12回の委員会開催と視察調査を行ってまいりました。

これまでの本特別委員会の主な開催状況等につきましては、長く続いたコロナ禍の影響により、昨年5月の5類感染症移行までの間、松阪地域における地域医療構想に関わる協議等、新たな動きがない中、令和4年10月20日に三重県主催で令和4年度第1回松阪地域医療構想調整会議が開催されたことにより、令和4年12月15日に第3回特別委員会を開催し、会議内容について執行部から説明を受けました。

その後、執行部において、令和2年2月の「地域医療構想をふまえた松阪市民病院の在り方に関する提言書」に対する検証を行うための、「地域医療構想をふまえた松阪市民病院の在り方検証委員会」が設置され、令和5年6月から9月にかけて4回の検証委員会を開催の後、令和5年9月29日に市長に対し「地域医療構想をふまえた松阪市民病院の在り方について(答申書)」が提出されたところです。

答申内容といたしましては、松阪市民病院は地域包括ケア病床を中心とした病院に機能転換し、その機能転換において松阪中央総合病院または済生会松阪総合病院のいずれかによる指定管理者制度の活用が望ましいこと、また、松阪市民病院の職員、指定管理者の候補となる2基幹病院及び市民への十分な説明を尽くすようにとの内容でありました。

これと並行する形で、本特別委員会では、令和5年9月から10月にかけて、4回の委員会を開催し、「地域医療構想をふまえた松阪市民病院の在り方検証委員会」における協議内容及び答申内容について執行部から説明を受けるとともに、今後の取り

組み等について議論を重ねてまいりました。

本特別委員会では、「市民への説明方法やスケジュール」、「市民病院職員への説明状況」、「施設整備や改修工事を含む管理の基準」、及び「答申を受けての市の方向性」などの質疑や意見があったところであります。

令和6年1月31日には、急性期病院から回復期病院への機能転換を図るとともに、指定管理者制度を活用した運営形態の変更を行っている先行事例として、袋井市立聖隷袋井市民病院への行政視察調査を行いました。

視察の内容としましては、「病院機能転換と指定管理者制度の導入」、「現在の病院運営状況と指定管理者との連携」、及び「今後に向けた課題や方向性」などの説明を受け、指定管理者制度活用の現状とともに、回復期に機能転換することで生じる医業収益の減少や経営改善の必要性を認識したところであります。

また、2月2日には第9回特別委員会を開催し、本特別委員会での議論等も踏まえ、検証委員会からの答申にありました市民への説明状況等について執行部から説明を受けました。

これらの経過を経まして、今定例会に、松阪市民病院の管理を指定管理者に行わせることができることとする、議案第37号「松阪市 病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」が上程され、3月8日の本会議での質疑の後、本特別委員会への付託を受け、3月13日に本特別委員会において審査を行いました。

本特別委員会における審査におきましては、「市民と一緒にっていく市民病院という理念や方向性は全くなく、今のような指定管理者の決め方では期待が持てない」、「松阪市の高齢社会を支えるために大切な条例改正である」、「ビジョンが見えていない中で、まずは市民の命を守らなければならない『とりで』の部分を、公として放してしまうことは大丈夫なのか」、「市民のためになる病院にしていきたい」、「20年後、30年後を見据えたときに、運営形態の選択肢を増やすことは必要である」などの意見があり、本日、委員長報告を経て原案どおり可決されたところであります。また、併せて本議案に対する附帯決議を、本特別委員会の委員全員が発議者となり提出し可決いただいたところであります。

最後になりますが、本日、指定管理者による松阪市民病院の管理運営を可能とする条例の一部改正議案及び附帯決議を可決したことにより、「松阪市民病院の方向性が定まるまでの動きについて検証すること」とした本特別委員会の設置に係る所期の目的は達成されたものと考えます。

よって、今後の地域医療と松阪市民病院のあり方につきましては、環境福祉委員会

に審査等を引き継ぐことといたします。

以上をもちまして、「地域医療と松阪市民病院のあり方調査特別委員会」の最終の委員長報告といたします。なお、この報告をもって、「地域医療と松阪市民病院のあり方調査特別委員会」を終結いたします。